

平成27年度

下水道整備計画・整備済区画

公共下水道事業にご理解とご協力をお願いします

問合せ 下水道課管理業務係

26年度整備済区域

27年4月1日から新たに下水道が使える（供用開始）区域になるのは次のとおりです。

【丁目の全部または一部が対象となる区域】

浅間町5丁目、久沓町3・4丁目、大浜上町1～5丁目、天王町5、7丁目、丸山町1・2丁目、鷺林町3・4丁目、鷺塚町5丁目

27年度整備計画区域

新川地区 18.2ha、旭地区 15.5ha、大浜地区 2.2ha

※大浜地区は県道の拡幅事業および区画整理事業に合わせて工事を実施する予定です。

